

第90回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

会社の新株予約権等に関する事項
会 社 の 体 制 及 び 方 針
連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
連 結 注 記 表
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

アイダエンジニアリング株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しています。

会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権等の状況

当社役員に職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

①取締役（社外取締役を除く）の保有状況

発行決議日（取締役会）	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	払込金額 行使金額	人数	権利行使期間
2007年9月10日（注）	12個	普通株式 12,000株	655.00円 1円	1名	2007年9月27日から2037年9月26日まで
2008年9月8日（注）	16個	普通株式 16,000株	407.00円 1円	1名	2008年9月26日から2038年9月25日まで
2009年9月7日（注）	35個	普通株式 35,000株	254.49円 1円	1名	2009年9月26日から2039年9月25日まで
2010年9月7日（注）	30個	普通株式 30,000株	264.50円 1円	1名	2010年9月25日から2040年9月24日まで
2011年9月13日（注）	22個	普通株式 22,000株	348.40円 1円	1名	2011年9月30日から2041年9月29日まで
2012年11月13日（注）	23個	普通株式 23,000株	546.89円 1円	1名	2012年11月30日から2042年11月29日まで
2013年9月10日（注）	15個	普通株式 15,000株	833.12円 1円	1名	2013年9月27日から2043年9月26日まで
2014年9月9日（注）	10個	普通株式 10,000株	1,011.25円 1円	1名	2014年9月30日から2044年9月29日まで
2015年9月8日（注）	10個	普通株式 10,000株	865.58円 1円	2名	2015年9月29日から2045年9月28日まで
2016年9月13日（注）	13個	普通株式 13,000株	671.07円 1円	2名	2016年9月30日から2046年9月29日まで

（注）当該新株予約権等は、株式報酬型ストック・オプションを割り当てるためのものです。なお、株式報酬型ストック・オプション制度は、2017年6月19日開催の当社第82回定時株主総会において決議された株式報酬制度「株式給付信託（BBT=Board Benefit Trust）」の導入により廃止しており、当該新株予約権等は、株式報酬型ストック・オプション制度に基づき取締役（社外取締役を除く）に付与済の新株予約権の未行使分です。

②社外取締役の保有状況

該当するものではありません。

③監査役の保有状況

該当するものではありません。

(2) 当事業年度中に当社使用人並びに子会社の役員及び使用人に交付した新株予約権等の状況

該当するものではありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当するものではありません。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

- ①当社が上記体制につき「内部統制システムの整備に関する基本方針」として2015年4月10日開催の取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

なお、当社は既に以下1から10までの各体制を整備しておりますが、引き続きこれを維持するとともにその充実及び改善を図るものいたします。

1. 当社の取締役及び使用人の職務執行の適法性を確保するための体制

当社においては、アイダグループ行動指針を定め、その推進のためコンプライアンス担当役員を任命し、その下にコンプライアンス委員会を設置する体制により当行動指針の徹底を図り、さらに、業務部門から独立した内部統制監査室を設置し当行動指針の実施状況等の調査を定期及び随時に実施する。

当社の役職員が法令違反等の疑義のある行為を発見した場合には、コンプライアンス委員を通じコンプライアンス委員会に報告され、重大性に応じて取締役会において再発防止策を策定する。

また、当社はアイダグループ企業倫理ホットライン制度運用規程に沿って、内部通報制度を充実させ、コンプライアンス違反行為の未然防止、早期発見を図る。

2. 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び当社社内規程に従い適切に保存・管理を行い、また、取締役及び監査役は、当社社内規程に従い常時これらの文書を閲覧できるものとする。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

安全、環境、防災、品質、コンプライアンス、輸出管理等に係るリスクについては各業務担当部門にて規則・ガイドラインの制定、運用の監視等を行うことで対応し、当社及びグループ会社の全社的な事業の推進に係るリスクについては、取締役会、経営会議等において多面的に審議し、その決定に従い、対応する。

4. 当社の取締役の職務執行の効率性を確保するための体制

当社では当社グループの全社的な目標として年度方針を定め、取締役はその管掌部門においてその方針に基づいた部門別目標を策定し、その実施状況を取締役会又は経営会議にて報告する。

また、重要事項については各規則に定める職務分掌及び意思決定のルールに従い取締役会、経営会議等により充分に審議をすることにより、関連部門における意思統一を得ることで当該事項の効率的な執行をする。

5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社の子会社の取締役等の職務執行の効率性及び当社への報告のための体制

各グループ会社は、当社年度方針に沿って設定した目標とその実施状況について、毎年定期的に行われる事業計画審議会で報告し、さらに業務執行状況・財務状況等を定期的に当社に報告する。

グループ会社は、経営上重要な事項を決定する場合は、グローバル経営管理規程等に基づき、稟議書等で当社に事前申請し、当社の承認を得るものとする。

(2) 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

グループ会社は、法令若しくは社内ルールの違反又は当該会社あるいは当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は都度、当社に報告することとする。

(3) 当社の子会社の取締役及び使用人の職務執行の適法性を確保するための体制

当社は、グループ会社の遵守すべき事項をアイダグループ行動指針及びグローバル経営管理規程に定めるとともに、アイダグループ企業倫理ホットライン制度を導入し、グループ会社の職務執行の適法性を確保する。また、当社管理部門は、グループ各社の遵守状況等をモニタリングする。

但し、グループ会社の当社への報告及び通報窓口の運用は、現地法に抵触しない範囲で実施するものとする。

6. 当社の監査役の補助使用人とその独立性及び監査役指示の実効性に関する事項

監査役からの要請がある場合には、監査役の指示に従い職務を補助する専任の使用人を配置するものとする。上記に定める使用人の人事異動及び人事考課については監査役の同意を必要とするものとする。また、当該使用人の指揮命令権は監査役に属するものとし、取締役からの独立性を確保するものとする。

7. 当社の監査役への報告に関する体制

監査役は取締役会のほか経営会議等に出席し、重要な報告を受ける。

取締役については、法に定める場合のほか、経営会議で決議された事項、当社及びグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、毎月の経営状況として重要な事項、内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項、重要な法令・定款違反その他コンプライアンスに関する重要な事項等を発見したときは、その事実を監査役会に報告する。

また、当社及びグループ会社の取締役及び使用人は、当社の監査役監査基準に従い、各監査役の要請に応じて必要な報告を行う。

当社及びグループ会社は、上記報告者が報告したことを理由として、不利な取扱いを受けないように、適切な措置を取る。

8. 当社の監査役監査の実効性を確保するための体制

監査役は代表取締役と定期的に会合をもち、また、必要に応じ都度取締役・使用人と協議し、又は報告を求めることができるものとする。

また、監査役の職務の執行について生ずる費用は、監査役監査基準に従い、予算化され、監査役が必要と認めるときは、相当かつ合理的な範囲で、弁護士等外部専門家を起用し、その費用を事前又は事後に、会社に請求できることとする。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度への対応を、企業基盤強化策の一環として位置づけ、財務報告の信頼性を確保するため、当社グループ全体の内部統制の整備・運用を行い、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図る。内部統制監査室は、健全かつ適切な内部統制を確保するために、定期的かつ継続的に内部統制の整備及び運用状況を評価し、必要な是正・改善措置を提言するものとする。

10. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には毅然とした態度で対応し、一切の関係を遮断する。

②内部統制システムの運用状況の概要

当社における適正かつ効率的な業務執行については、経営に与える影響が大きいと思われる重要事項に関して、取締役会・経営会議等で審議・共有し、必要に応じ対応策の協議を行っております。当事業年度においては、取締役会を14回、経営会議を17回開催いたしました。なお、日常的な業務運営に係るリスクについては各業務部門が中心となり、全社横断的な各種委員会を通じて、安全、環境、防災、品質、コンプライアンス、輸出管理、製造物責任等の各種リスクに適切に対応しております。また、コンプライアンスについては外部弁護士や社内にも内部通報窓口を設けており、法令遵守の実効性向上に努めております。

当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正確保については、月次で各グループ会社の業績や施策の進捗状況が取締役会や経営会議に報告されるとともに、各グループ会社で定期的に行われる経営会議の内容も本社経営陣と共有されています。2024年7月には本社と各グループ会社との連携及びガバナンス統治を強化すべく、本社内に関連会社管理室を新設しました。年に2回開催される事業計画審議会では、本社と各グループ会社の経営幹部が一堂に会し、業績の進捗確認がなされるとともに、各グループ会社の抱える課題やリスクが共有され、対応策が協議されています。さらに、内部統制監査室は各グループ会社の内部統制やコンプライアンス遵守状況等につき定期的なモニタリングを実施するとともに、往査を定期的に行っております。

なお、監査役や社外取締役は、取締役会に出席し月次の業績報告などを受けて意見を述べることに加え、経営会議にも出席し意見を述べております。また、各業務部門は監査役や社外取締役の求めに応じて速やかに報告を実施しております。

このように、当社の内部統制システムは有効に機能していると判断しております。

(2) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

①当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社取締役会は、特定の者による当社の財務及び事業の方針の決定に影響を及ぼすことが可能な数の当社株式を取得することを目的とする大規模な買付行為が行われようとする場合、これに応じるか否かは、株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、特に短期間での市場内の株式の大規模な買集め行為や買付予定数に上限のある公開買付けなどに顕著に見られますが、株主の皆様に適切かつ十分な情報の提供やその情報の検討のための十分な期間が与えられないまま大規模な買付行為が行われる場合には、売却価格に十分なプレミアムが反映されていなくとも株主様が株式の売却に応じてしまったり、また、そのような大規模な買付行為によって当社の企業価値が毀損される可能性があると考える株主様に対してもリスク回避のために当社株式を売却せざるを得ない圧力がかかってしまう状況が生じるおそれがある（いわゆる強圧性の問題）と考えております。このように、大規模な買付行為に対して何ら対応策を講じないままですと、当社の企業価値を毀損し、株主共同の利益を害する買収が成立しやすくなるおそれがあります。

当社の経営には、その主たる事業であるプレス機械事業に関する高度な専門知識を前提とした特有の経営のノウハウや、取引先及び顧客等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への理解が不可欠であり、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者にこれらに関する十分な理解がなくては、株主共同の利益を毀損してしまう可能性があります。

上記の大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価の妥当性に関して株主の皆様が適切に判断するためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。

以上のことを考慮し、当社としましては、上記買付者は、株主の皆様の判断のために、当社が設定し事前に開示する一定の合理的なルールに従って、必要かつ十分な当該買付行為に関する情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後にのみ当該買付行為を開始すべきであり、そのルールを予め明確にすることがプロセスの公平性の観点からも妥当であると考えております。いわゆる有事導入型防衛策についても認識しておりますが、有事導入型防衛策では、事前に十分な情報とその検討期間が与えられないまま十分なプレミアムが反映されていない価格で株式の売却に応じてしまった株主の皆様には何ら手当てがなく、また、上記の強圧性の問題を十分に解消することができないと考えております。

また、大規模な買付行為の中には、当該買付行為が明らかに濫用目的によるもの又は不適切なものと認められ、その結果として当社に回復し難い損害をもたらすなど、株主共同の利益を著しく損なうと認められるものもないとはいえません。当社は、かかる買付行為に対して、当社が設定し事前に開示する一定の合理的なルールに従って適切と考える方策をとることも、株主共同の利益を守るために必要であると考えております（以上の考え方を、以下「会社支配に関する基本方針」といいます）。

②当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みとして、下記③に記載しているもののほか、以下の取組みを行っております。

当社グループは、成形システムビルダとして発展し、人と社会に貢献することを企業理念として掲げ、長期的に成形システム分野で世界の「トップランナー」となることを経営戦略の柱とし、グローバル市場において多様な顧客の異なる価値観・ニーズに対応する成形システム商品の技術開発・商品開発に注力しております。また、日本を含む世界5極（日本、中国、マレーシア、アメリカ、イタリア）の生産拠点と世界19ヶ国に展開する販売サービス拠点をフルに活用し、世界中の顧客に高品質の商品とサービスを迅速に提供しております。

当社グループでは2023年度より新たな中期経営計画（2023年度～2025年度）をスタートさせました。新たな中期経営計画では、『社会課題の解決により企業価値を向上し、ステークホルダーとともに持続的成長を目指す』という従来の経営方針を踏襲します。これは、自動車の「電動化」や「軽量化」といった次世代自動車のモノづくりや、顧客の生産設備の自動化やデジタル化による生産性向上、顧客の生産現場における省エネ・脱炭素といった環境負荷低減等、顧客や社会の課題に対し、アイダの技術や製品により解決策を提供することで企業価値を高め、ステークホルダーとともに成長していくというものです。

前中期経営計画では、EV需要の拡大を捉え、EVモーターコア向け高速プレス機やEVボディー向け大型プレスの受注を大幅に伸ばし、最終年度の売上高は目標の700億円をほぼ達成しましたが、利益面では、原材料の高騰や大型プレスの採算悪化に加え、サプライチェーンの混乱、電子部品不足、リソース不足等により高速プレス機やサービスの売上が伸び悩み、当初想定していた事業ポートフォリオ改善やプレス製品ミックス改善が進まず、営業利益は低迷しました。また、技術革新においては、高速プレス機周辺の自動化装置の商品化を実現したものの、今後成長が期待されるデジタル化や環境・エネルギー関連のイノベーションについては一層の取組強化が必要です。

新たな中期経営計画では、前述の経営方針のもと、今般認識されたこれらの課題も踏まえ、①事業ポートフォリオの変革、②新たな付加価値の創出、③経営基盤の強化、④環境対策・社会貢献、⑤資本政策という

5つの「基本施策」を展開いたします。

当社グループは、このような取組みにより、金属その他各種素材に対応する独創的な成形システムの開発・製造・販売・サービスを通じて、株主・顧客、取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーと長期的な信頼関係を構築して、企業理念に掲げる人と社会への貢献を実現し、持続的成長と企業価値向上を実現させてまいります。

当社は、上記の取組みの進捗状況や成果についても、投資家の皆様にご理解いただけるようIR活動を引き続き積極的に行ってまいります。

③会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当該取組みとして、2022年5月16日開催の当社取締役会において、(i) 特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注1）の買付行為、又は(ii) 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（注2）（以下「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます）を対象とする大規模買付ルール（以下「大規模買付ルール」といいます）を設定するとともに、大規模買付者に対する一定の対応方針（以下「本対応方針」といいます）を継続することを決議し、同年6月27日開催の当社定時株主総会において承認をいただいております。

大規模買付ルールは、大規模買付者には、必要かつ十分な当該大規模買付行為に関する情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後のみ当該大規模買付行為を開始すべきであるとしております。当社取締役会は、かかる情報が提供された後、独立の外部専門家等の助言を受けながら大規模買付行為について慎重に検討したうえで意見を形成し公表いたします（注3）。

本対応方針の下では、大規模買付者により大規模買付ルールが遵守されなかった場合又は大規模買付ルールが遵守された場合であっても、当該大規模買付行為が株主共同の利益を著しく損なうため、対抗措置を発動することが相当であると認められるときには、当社取締役会は、新株予約権の発行その他所定の対抗措置をとる場合があります。

本対応方針の詳細につきましては、2022年5月16日付プレスリリース「会社の支配に関する基本方針及び大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続に関するお知らせ」（当社ホームページ：<https://www.aida.co.jp>）をご参照ください。

（注1）「株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等又は同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

（注2）いずれについても予め当社取締役会が同意したものを除きます。また、市場取引、公開買付け等

の具体的な買付方法の如何を問いません。

(注3) 必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社株主の皆様に対し代替案の提示も行います。

④本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであること、株主共同の利益を損なうものではないこと及び会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと並びにその理由

・本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為がなされた場合の対応方針、特別委員会の設置、株主及び投資家の皆様に与える影響等を規定するものです。

本対応方針は、大規模買付者が必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後にのみ当該大規模買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しています。

また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付者の大規模買付行為が株主共同の利益を著しく損なうものと当社取締役会が判断した場合には、かかる大規模買付者に対して当社取締役会は株主共同の利益を守るために適切と考える対抗措置を講じることがあることを明記しています。

このように本対応方針は、会社支配に関する基本方針の考え方に沿って設計されたものであるといえます。

・本対応方針が株主共同の利益を損なうものではないこと

上記①記載のとおり、会社支配に関する基本方針は、株主共同の利益を尊重することを前提としています。本対応方針は、かかる会社支配に関する基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保障することを目的としております。本対応方針によって、当社株主及び投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本対応方針が株主共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

さらに、本対応方針の発効・延長及び有効期限前の廃止が当社株主の皆様の承認を条件としており、当社株主の皆様が望めば本対応方針の廃止も可能であることは、本対応方針が株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

なお、本対応方針は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を充足しています。また、経済

産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえた内容となっております。また、裁判所においても「経営支配権を争う敵対的買収者が現れた場合において、取締役会において、当該敵対的買収者に対し事業計画の提案と検討期間の設定を求め、当該買収者と協議してその事業計画の検討を行い、取締役会としての意見を表明するとともに、株主に対し代替案を提示することは、提出を求める資料の内容と検討期間が合理的なものである限り、取締役会にとってその権限を濫用するものとはいえない」と判示され、本対応方針の正当性が是認されているところ です（東京地方裁判所2005年7月29日決定）。

- ・本対応方針が会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応方針は、大規模買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、株主共同の利益を守るために必要な範囲で大規模買付ルール の遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本対応方針は当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動は本対応方針の規定に従って行われます。当社取締役会は単独で本対応方針の発効・延長を行うことはできず、当社株主の皆様の承認を要します。

また、大規模買付行為に関して当社取締役会が対抗措置をとる場合など、本対応方針にかかる重要な判断に際しては、必要に応じて独立の外部専門家等の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される特別委員会へ必ず諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。このように、本対応方針には、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続も盛り込まれています。

さらに、本対応方針においては、一旦対抗措置をとることを決定した後であっても、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、当該対抗措置の発動を中止することができるものとされておりますので、本対応方針はデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

加えて、当社の取締役任期は1年であり、期差任期制は採用しておりませんので、本対応方針はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

以上から、本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えております。

<ご参考>

本対応方針の有効期間は、2025年6月25日開催予定の第90回定時株主総会の終結の時となっておりますが、当社は、2025年3月28日開催の取締役会において、本対応方針を継続せず、2025年6月25日開催予定の第90回定時株主総会の終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

連結株主資本等変動計算書（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

（単位 百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	7,831	13,028	56,092	△5,256	71,695
当期変動額					
剰余金の配当			△1,923		△1,923
親会社株主に帰属する 当期純利益			5,101		5,101
自己株式の取得				△2,000	△2,000
自己株式の消却		△442	△1,090	1,532	－
株式給付信託に対する 自己株式の処分				12	12
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	－	△442	2,087	△455	1,189
当期末残高	7,831	12,586	58,179	△5,711	72,885

	その他の包括利益累計額					新株 予約権	純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	5,446	△519	5,755	△148	10,534	91	82,321
当期変動額							
剰余金の配当							△1,923
親会社株主に帰属する 当期純利益							5,101
自己株式の取得							△2,000
自己株式の消却							－
株式給付信託に対する 自己株式の処分							12
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額（純額）	△849	346	701	△72	126	－	126
当 期 変 動 額 合 計	△849	346	701	△72	126	－	1,316
当期末残高	4,597	△173	6,457	△221	10,660	91	83,637

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社 20社

主要な連結子会社の名称

(日本)

株式会社 R E J

(中国)

会田工程技術有限公司、会田鍛圧机床有限公司

(アジア)

アイダグレイターアジアPTE.LTD.

アイダマニュファクチャリング (アジア) SDN.BHD.

(米州)

アイダアメリカCORP.

(欧州)

アイダS.r.l.

(2) 主要な非連結子会社の名称

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、一部の在外子会社は12月31日が決算日ですが、これらの会社につきましては連結決算日における仮決算による計算書類にて連結しております。

その他の連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

市場価格のない 連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直
株式等以外のもの 入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

市場価格のない 移動平均法による原価法
株式等

②デリバティブ取引 時価法

③棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

製品・仕掛品 主として個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

原材料 主として先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

主として定額法を採用しております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（当社及び国内連結子会社は5年）に基づく定額法によっております。

③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロ（リース契約上に残価保証の取り決めがある場合は、当該残価保証額）とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- | | |
|----------|---|
| ①貸倒引当金 | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、主として一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ②製品保証引当金 | 製品の引渡後に発生する費用支出に備えるため、主として保証期間内における補修費用の見込額を計上しております。 |
| ③賞与引当金 | 従業員賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。 |
| ④役員賞与引当金 | 役員賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。 |
| ⑤受注損失引当金 | 受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末時点で将来の損失が確実に見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについて、将来の損失見込額を計上しております。 |
| ⑥株式給付引当金 | 株式給付規程に基づく従業員及び役員株式給付規程に基づく役員への当社株式又は金銭の給付に備えるため、当連結会計年度末における給付見込額を計上しております。 |

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

①主要な事業における主な履行義務の内容

当社及び連結子会社は、プレス機械とこれに付帯する自動搬送装置等の製造及び販売並びにプレス機械等の修理・メンテナンス、サービスパーツの販売等の付帯業務を行ってお

り、国内外の自動車業界及び電機業界のサプライヤーを主な顧客としております。

②当該履行義務に関する収益を認識する通常の時点

製品の販売につきましては、主として、顧客の検収により、顧客に当該製品に対する支配が移転し、履行義務が充足されることから、顧客が検収した時点で収益を認識しております。

修理・メンテナンスにつきましては、顧客の検収により、当該役務の提供が完了し、履行義務が充足されることから、顧客が検収した時点で収益を認識しております。

サービスパーツにつきましては、顧客へのパーツの引き渡しにより、顧客に当該パーツに対する支配が移転し、履行義務が充足されることから、当該パーツを顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。

また、一部の輸出版売において主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時に収益を認識しております。

ただし、国内の販売においては、出荷時から当該製品に対する支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時点を引き渡した時点として、収益を認識しております。

主に中・大型のプレス機械につきましては各得意先の仕様を満たす必要があることから、各製品の個別性が高く、完成までに一定の期間を要します。このような長期の工事契約においては、他の顧客又は別の用途に振り向けることができない資産の創出であり、完了した作業に対する支払を受ける権利を有しているため、一定の期間にわたり充足される履行義務と判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、契約ごとに、当連結会計年度末までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

③その他重要な会計方針に含まれると判断した収益認識に関する注記事項その他の事項

履行義務充足後の支払は、履行義務の充足時から一年以内に行われるため、取引価格に重要な金融要素は含んでおりません。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法	主として繰延ヘッジ処理によっております。
ヘッジ手段とヘッジ対象	
（ヘッジ手段）	為替予約
（ヘッジ対象）	外貨建予定取引
ヘッジ方針	デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度額等を定めた内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。
ヘッジ有効性評価の方法	ヘッジ対象とヘッジ手段との関係が直接的であるため、ヘッジの有効性の評価を省略しております。

②退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主に給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時に一括費用処理することとしております。

・小規模企業等における簡便法の採用

一部の国内連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

③グループ通算制度の適用

当社及び国内連結子会社はグループ通算制度を適用しております。

(会計方針の変更に関する注記)

〔法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準〕等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結計算書類となっております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結計算書類への影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 工事契約における収益認識

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

一定の期間にわたり充足される履行義務に係る工事契約の売上高 20,213百万円

上記に係る契約資産 4,813百万円

(2) 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループは、長期の工事契約に関して、一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。

当社グループは、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識する場合には、進捗度の測定は、契約ごとに、連結会計年度末までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。これらの見積りは、過去の実績や外部環境に関する情報等を総合的に勘案し算出しております。

そのため、想定を超える材料の値上げや工数の追加等により、当該見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度以降において、利益又は損失が計上され、連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 会田鍛压机床有限公司の固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

減損損失 一百万円

有形固定資産及び無形固定資産の合計額 956百万円

(2) 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループは、資産又は資産グループに減損が生じている可能性を示す事象がある場合には、減損損失を認識するか否かの判定を行っております。この判定は、資産又は資産グループから得られる将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって行い、資産又は資産グループから得られる将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を認識しております。なお、回収可能価額は使用価値及び正味売却価額により測定しており、いずれか高い方の金額としております。

減損損失を認識するか否かの判定や使用価値の算定において用いられる将来キャッシュ・フローの見積りは、事業計画に基づく将来の収支予想と外部環境に関する情報等を総合的に勘案し算出しております。なお、当該見積りには、各事業に影響を及ぼす市況の見込みなどの仮定を用いております。

そのため、市況の悪化や各事業の収益力の低下等により、当該見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度以降において、減損損失が計上され、連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 3,262百万円

(繰延税金負債と相殺後の金額 554百万円)

(2) 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。課税所得の見積りは、事業計画に基づく将来の収支予想と外部環境に関する情報等を総合的に勘案し算出しております。なお、当該見積りには、各事業に影響を及ぼす市況の見込みなどの仮定を用いております。

そのため、市況の悪化や各事業の収益力の低下等により、当該見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度以降において、繰延税金資産の追加計上又は取り崩しが必要となるなど、連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	41,762百万円
2. 固定資産の取得価額から直接控除した国庫補助金・保険金等による圧縮記帳累計額	
建物及び構築物	927百万円
機械装置及び運搬具	893百万円
その他（工具器具及び備品）	1百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式67,204,621株

2. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,923百万円	30.00円	2024年3月31日	2024年6月26日

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの次のとおり付議します。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,289百万円	37.00円	2025年3月31日	2025年6月26日

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間が到来しているもの）に関する事項

	発行決議日 (取締役会)	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	
第 5 回 新 株 予 約 権	2007年 9 月10日	12個	普通株式	12,000株
第 6 回 新 株 予 約 権	2008年 9 月 8 日	16個	普通株式	16,000株
第 7 回 新 株 予 約 権	2009年 9 月 7 日	35個	普通株式	35,000株
第 8 回 新 株 予 約 権	2010年 9 月 7 日	30個	普通株式	30,000株
第 9 回 新 株 予 約 権	2011年 9 月13日	22個	普通株式	22,000株
第10回 新 株 予 約 権	2012年11月13日	23個	普通株式	23,000株
第11回 新 株 予 約 権	2013年 9 月10日	15個	普通株式	15,000株
第12回 新 株 予 約 権	2014年 9 月 9 日	10個	普通株式	10,000株
第13回 新 株 予 約 権	2015年 9 月 8 日	10個	普通株式	10,000株
第14回 新 株 予 約 権	2016年 9 月13日	13個	普通株式	13,000株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達は金融機関からの借入によっております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金及び契約資産、電子記録債権、未収入金（ファクタリング債権等）は、顧客の信用リスクに晒されております。またグローバルに事業展開をしていることから生じる外貨建の売掛金は、為替変動のリスクに晒されておりますが、為替変動のリスクを軽減するため、先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券は、主として株式であり、価格変動のリスクに晒されております。

営業債務である買掛金、電子記録債務、未払金は、ほとんどが6ヶ月以内の期日であります。また、その買掛金の一部には、原材料等の輸入に伴う外貨建のものがあり、為替変動のリスクに晒されておりますが、為替変動のリスクを軽減するため、先物為替予約を利用してヘッジしております。

借入金は、主に設備投資、研究開発投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済期日は最長で5年であります。

デリバティブ取引は、外貨建の営業債権債務に係る為替変動のリスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について営業及びサービス担当部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社においても、当社の債権管理規程に準じて、同様の処理を行っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティリスクを軽減するために、信頼性の高い金融機関とのみ取引を行っております。

当連結会計年度の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

②市場リスクの管理

当社グループは、外貨建の営業債権債務について、為替変動のリスクを回避するため先物為替予約によるヘッジをしております。

デリバティブ取引については、デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度額等を定めた内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動のリスクを一定の範囲内でヘッジしております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（注2）を参照ください）。また「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「電子記録債権」、「未収入金」、「買掛金」、「電子記録債務」、「未払金」、「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券			
其他有価証券	9,632	9,632	－
資産計	9,632	9,632	－
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	1,500	1,479	△20
負債計	1,500	1,479	△20
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引（※）	△235	△235	－
ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引（※）	△258	△258	－

（※）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注1）有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

（1）投資有価証券

 其他有価証券において種類ごとの取得原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	種類	取得原価	連結貸借対照表 計上額	差額
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	1,855	8,674	6,818
	小計	1,855	8,674	6,818
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	1,109	958	△151
	小計	1,109	958	△151
合計		2,965	9,632	6,667

(2) デリバティブ取引

① ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益は、次のとおりであります。

通貨関連

(単位：百万円)

区分	デリバティブ取引の種類等	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建				
	米ドル	679	344	△22	△22
	ユーロ	5,163	—	△214	△214
	人民元	331	—	1	1
	合計	6,174	344	△235	△235

② ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価は、次のとおりであります。

通貨関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計 の方法	デリバティブ取引の種類等	主な ヘッジ対象	契約額等		時価
				うち1年超	
原則的 処理方法	為替予約取引	外貨建 予定取引			
	売建				
	米ドル		2,878	105	△122
	ユーロ		1,415	513	△130
	円		25	2	△0
	人民元		998	120	0
	加ドル		8	－	△0
	買建				
	ユーロ		18	－	0
円	237	36	△0		
人民元	413	－	△6		
	合計		5,996	780	△258

(注2) 市場価格のない株式等

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
その他有価証券	
非上場株式	346
合計	346

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	9,632	—	—	9,632
資産計	9,632	—	—	9,632
デリバティブ取引				
通貨関連	—	△494	—	△494
負債計	—	△494	—	△494

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	－	1,479	－	1,479
負債計	－	1,479	－	1,479

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

デリバティブ取引

為替予約の時価は、為替レート等の観察可能なインプットを用いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

開示すべき重要な賃貸等不動産はありません。

(収益認識に関する注記)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					
	日本	中国	アジア	米州	欧州	計
プレス機械	15,665	9,387	5,018	13,563	9,410	53,044
サービス	6,333	1,122	2,191	4,397	4,260	18,306
その他	4,540	40	37	—	37	4,655
顧客との契約から生じる収益	26,539	10,550	7,247	17,960	13,708	76,006
その他の収益	—	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	26,539	10,550	7,247	17,960	13,708	76,006

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	13,701
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	12,129
契約資産（期首残高）	5,305
契約資産（期末残高）	4,813

契約資産は、主に顧客とのプレス機械の製造・販売に係る契約の内、履行義務が一定の期間にわたり充足される場合に該当するものについて、連結会計年度末時点で収益を認識しているが未請求の履行義務に係る対価に対する当社及び連結子会社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客の契約から生じた債権に振り替えられます。

また、契約負債は、主に顧客とのプレス機械の製造・販売に係る契約について、一定の支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていたものは、11,670百万円であります。

②残存履行義務に配分した取引価格

期末時点の受注残（残存履行義務）63,303百万円のうち約84.4%が1年以内に収益認識され、残りはほぼ3年以内に収益認識される見込みであります。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	1,452円01銭
------------	-----------

(注 1) 1 株当たり純資産額を算定する為の普通株式の自己株式数においては、2025年3月31日現在において株式会社日本カストディ銀行（信託E□）が所有する当社株式4,348,481株を自己株式として会計処理していることから、1 株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数は、当該株式を控除して算出しております。

1 株当たり当期純利益	88円47銭
-------------	--------

(注 2) 1 株当たり当期純利益を算定する為の普通株式の期中平均株式数においては、株式会社日本カストディ銀行（信託E□）が所有する当社期中平均株式4,367,190株を自己株式として会計処理していることから、普通株式の期中平均株式数は、当該株式を控除して算出しております。

(重要な後発事象に関する注記)

1. 自己株式の取得

当社は、2025年3月28日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議いたしました。また、2025年4月11日開催の取締役会において、自己株式の取得枠拡大及び取得期間の変更(取得開始時期の前倒し)を決議いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

2025年5月15日に公表した新資本政策において資本コストを上回るROEを踏まえた「あるべき自己資本」を目指すという方針を掲げており、これを実現するための取組みの一環として、自己株式を取得するもの。

(2) 取得する株式の種類：当社普通株式

(3) 取得する株式の数：4,200,000株(上限)

発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合は6.79%

(4) 株式取得価額の総額：3,000百万円(上限)

(5) 自己株式取得の期間：2025年4月18日から2025年7月31日まで

(6) 取得方法：東京証券取引所における市場買付

(7) 2025年4月30日現在における取得状況

- ・取得対象株式の種類 当社普通株式
- ・取得した株式の総数 0株
- ・株式の取得価額の総額 0円
- ・取得期間 2025年4月18日～2025年4月30日

(注) 取得期間は約定日を基準として、取得日は受渡日を基準として記載しております。

2. 自己株式の消却

当社は、2025年3月28日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議いたしました。

- (1) 消却する株式の種類：当社普通株式
- (2) 消却する株式の総数：上記「1. 自己株式の取得」により取得した自己株式の全数
- (3) 消却予定日：2025年9月30日
- (4) 自己株式の消却を行う理由：株主還元の充実を図るとともに、資本効率の向上を図るため。

3. 取得による企業結合

当社は、2025年3月13日開催の取締役会において、当社子会社であるAIDA AMERICA CORP.がHMS Products Co.の全株式を取得し、完全子会社化することを決議し、2025年4月1日付で同社の全株式を取得しました。

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称

HMS Products Co.

事業の内容

自動化・搬送装置等の設計及び製造

② 企業結合を行った主な理由

当社は、プレス成形システムの総合メーカーとして、プレス機械を中心として、材料供給装置や自動搬送装置など自動機・FA も含めた生産ライン全体のソリューションを提供することでお客様のモノづくりをサポートしております。

今回株式取得により子会社化するHMS社は、米国の自動化・搬送装置等の設計・製造会社で、高い技術力とサービス力を有しており、これまでに当社との協働による豊富な納入実績を有しております。当社グループにHMS社が加わることで、自動化システム開発力の強化と、製品の競争力アップが実現できます。

特に日本国外のユーザーは、輸入コストやメンテナンス負担、サービスサポート、製品仕様の観点から、現地での調達志向が高いため、HMS社を子会社化することで、北米において、プレス機と自動機一体でのソリューションの提供を実現します。

-
- ③ 企業結合日
2025年4月1日
 - ④ 企業結合の法的形式
現金を対価とする株式取得
 - ⑤ 結合後企業の名称
変更ありません。
 - ⑥ 取得する議決権比率
100%
 - ⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠
当社子会社であるAIDA AMERICA CORP.が現金を対価として株式を取得することによるものであります。
- (2) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳
取得の対価 現金及び預金 5.5百万米ドル
取得原価 5.5百万米ドル
なお、取得の対価の一部が未確定であるため、暫定的な金額であります。
 - (3) 主要な取得関連費用の内容及び金額
アドバイザー等に対する報酬・手数料（概算）約475千米ドル
 - (4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
現時点では確定しておりません。
 - (5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳
現時点では確定しておりません。

株主資本等変動計算書（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

(単位 百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				
						配当準備積立金	研究開発積立金	為替変動積立金	株式消却積立金	買換資産圧縮積立金
当 期 首 残 高	7,831	12,425	442	12,867	1,957	1,370	5,400	2,000	4,690	946
当期変動額										
買換資産圧縮積立金の取崩										△21
剰余金の配当										
当期純利益										
自己株式の取得										
自己株式の消却			△442	△442					△1,090	
株式給付信託に対する自己株式の処分										
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）										
事業年度中の変動額合計	－	－	△442	△442	－	－	－	－	△1,090	△21
当 期 末 残 高	7,831	12,425	－	12,425	1,957	1,370	5,400	2,000	3,600	925

	株主資本					評価・換算差額等			新株 予約権	純資産 合計
	利益剰余金			自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
	その他利益剰余金		利益剰余金 合計							
	別途 積立金	繰越利益 剰余金								
当 期 首 残 高	6,710	16,907	39,983	△5,256	55,425	5,445	△505	4,939	91	60,456
当期変動額										
買換資産圧縮積立金の取崩		21	－		－					－
剰余金の配当		△1,923	△1,923		△1,923					△1,923
当期純利益		4,122	4,122		4,122					4,122
自己株式の取得				△2,000	△2,000					△2,000
自己株式の消却			△1,090	1,532	－					－
株式給付信託に対 する自己株式の処分				12	12					12
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額（純額）						△850	333	△516		△516
事業年度中の変動額 合計	－	2,220	1,108	△455	210	△850	333	△516	－	△305
当 期 末 残 高	6,710	19,127	41,091	△5,711	55,636	4,594	△172	4,422	91	60,150

(重要な会計方針に係る事項)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

関係会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
市場価格のない 株式等以外のもの	決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
市場価格のない 株式等	移動平均法による原価法

(2) デリバティブ

時価法

(3) 棚卸資産

製品・仕掛品	個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
原材料	先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定額法

(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロ（リース契約上に残価保証の取り決めがある場合は、当該残価保証額）とする定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 製品保証引当金

製品の引渡後に発生する費用支出に備えるため、主として保証期間内における補修費用の見込額を計上しております。

(3) 賞与引当金

従業員賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(5) 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末時点で将来の損失が確実に見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについて、将来の損失見込額を計上しております。

(6) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりであります。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。過去勤務費用については、その発生時に一括費用処理することとしております。

・未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取り扱いが連結貸借対照表と異なります。

-
- (7) 株式給付引当金 株式給付規程に基づく従業員及び役員株式給付規程に基づく役員への当社株式及び金銭の給付に備えるため、当事業年度末における給付見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 主要な事業における主な履行義務の内容

当社は、プレス機械とこれに付帯する自動搬送装置等の製造及び販売並びにプレス機械等の修理・メンテナンス、サービスパーツの販売等の付帯業務を行っており、国内外の自動車業界及び電機業界のサプライヤーを主な顧客としております。

(2) 当該履行義務に関する収益を認識する通常の時点

製品の販売につきましては、主として、顧客の検収により、顧客に当該製品に対する支配が移転し、履行義務が充足されることから、顧客が検収した時点で収益を認識しております。

修理・メンテナンスにつきましては、顧客の検収により、当該役務の提供が完了し、履行義務が充足されることから、顧客が検収した時点で収益を認識しております。

サービスパーツにつきましては、顧客へのパーツの引き渡しにより、顧客に当該パーツに対する支配が移転し、履行義務が充足されることから、当該パーツを顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。

また、一部の輸出販売において主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時に収益を認識しております。

ただし、国内の販売においては、出荷時から当該製品に対する支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時点を引き渡した時点として、収益を認識しております。

主に中・大型のプレス機械につきましては各得意先の仕様を満たす必要があることから、各製品の個別性が高く、完成までに一定の期間を要します。このような長期の工事契約においては、他の顧客又は別の用途に振り向けることができない資産の創出であり、完了した作業に対する支払を受ける権利を有しているため、一定の期間にわたり充足される履行義務と判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、契約ごとに、事業年度末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

-
- (3)その他重要な会計方針に含まれると判断した収益認識に関する注記事項その他の事項
履行義務充足後の支払は、履行義務の充足時から一年以内に行われるため、取引価格
に重要な金融要素は含んでおりません。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)

為替予約

(ヘッジ対象)

外貨建予定取引

③ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度額等を定めた内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段との関係が直接的であるため、ヘッジの有効性の評価を省略しております。

(2) グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(会計方針の変更に関する注記)

〔法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準〕等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 工事契約における収益認識

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

一定の期間にわたり充足される履行義務に係る工事契約の売上高 10,041百万円

上記に係る契約資産 2,584百万円

(2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社は、長期の工事契約に関して、一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。

当社は、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識する場合には、進捗度の測定は、契約ごとに、事業年度末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。これらの見積りは、過去の実績や外部環境に関する情報等を総合的に勘案し算出しております。

そのため、想定を超える材料の値上げや工数の追加等により、当該見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌事業年度以降において、利益又は損失が計上され、計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 2,001百万円

(繰延税金負債と相殺後の金額 - 百万円)

(2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。課税所得の見積りは、事業計画に基づく将来の収支予想と外部環境に関する情報等を総合的に勘案し算出しております。なお、当該見積りには、各事業に影響を及ぼす市況の見込みなどの仮定を用いております。

そのため、市況の悪化や各事業の収益力の低下等により、当該見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌事業年度以降において、繰延税金資産の追加計上又は取り崩しが必要となるなど、計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 保証債務

子会社の銀行取引に関する保証債務

アイダS.r.l.

3,570百万円
(22,037千ユーロ)

2. 有形固定資産の減価償却累計額

23,204百万円

3. 固定資産の取得価額から直接控除した国庫補助金・保険金等による圧縮記帳累計額	
建物	926百万円
構築物	0百万円
機械及び装置	893百万円
車両運搬具	0百万円
工具器具及び備品	1百万円
4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	11,247百万円
短期金銭債務	2,067百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	20,057百万円
仕入高	2,182百万円
販売手数料	7百万円
営業取引以外の取引高	1,236百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	9,665,994株

(注) 自己株式数については、2025年3月31日現在において株式会社日本カストディ銀行（信託E□）が所有する当社株式4,348,481株を自己株式数に含めております。

(税効果会計に関する注記)

(1)繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因の内訳

繰延税金資産

関係会社株式評価損	4,933百万円
貸倒引当金	195百万円
減価償却費	450百万円
棚卸資産	340百万円
賞与引当金	224百万円
株式給付引当金	209百万円
長期末払金	71百万円
製品保証引当金	59百万円
その他	432百万円
繰延税金資産小計	6,917百万円
評価性引当額	△4,915百万円
繰延税金資産合計	2,001百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△2,110百万円
買換資産圧縮積立金	△424百万円
その他	△290百万円
繰延税金負債合計	△2,825百万円
繰延税金資産(負債)の純額	△823百万円

(2)法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 割合	関係内容		取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	アイダ アメリカ CORP.	アメリカ オハイオ州	千米ドル 32,709	プレス機械 の製造・販 売・サービ ス	直接 100%	兼任	(注1) 当社製品 の製造・販 売等	売上	5,558	売掛金	440
								—	—	契約資産	723
								—	—	契約負債	852
子会社	アイダ S.r.l.	イタリア プレシア市	千ユーロ 30,000	プレス機械 の製造・販 売・サービ ス	直接 100%	兼任	(注1) 当社製品 の製造・販 売等	(注4) 受取利息	161	(注2) 債務保証	3,570
								売上	3,147	(注3) 短期貸付金	3,726
								—	—	売掛金	1,888
								—	—	契約資産	289
								—	—	契約負債	369
子会社	アイダ ヨーロッパ GmbH	ドイツ ワイン ガルテン市	千ユーロ 200	プレス機械 の販売・サ ービス	直接 100%	—	(注1) 当社製品 の設計委 託	貸付金の 実行	324	—	—
								貸付金の 返済	2,461	—	—
								(注4) 受取利息	104	—	—
								(注5) 増資の 引受	2,521	—	—
子会社	会田工程 技術有限 公司	中国 上海市	千人民元 168,857	プレス機械 の販売・サ ービス	直接 100%	—	(注1) 当社製品 の販売等	売上	6,790	売掛金	2,286
								—	—	契約負債	334

-
- (注1) 当社製品の販売及び製造委託等については、市場価格を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。
- (注2) 債務保証については、アイダS.r.l.の銀行取引について債務保証を行ったものであり、期末残高は2025年3月末残高であります。
- (注3) アイダS.r.l.への短期貸付金に対して、598百万円の貸倒引当金を計上しております。
- (注4) 資金の貸付については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。
- (注5) 増資の引受については、追加出資によるものであります。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	1,043円81銭
-----------	-----------

- (注1) 1株当たり純資産額を算定する為の普通株式の自己株式数においては、2025年3月31日現在において株式会社日本カストディ銀行（信託E□）が所有する当社株式4,348,481株を自己株式として会計処理していることから、1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数は、当該株式を控除して算出しております。

1株当たり当期純利益	71円49銭
------------	--------

- (注2) 1株当たり当期純利益を算定する為の普通株式の期中平均株式数においては、株式会社日本カストディ銀行（信託E□）が所有する当社期中平均株式4,367,190株を自己株式として会計処理していることから、普通株式の期中平均株式数は、当該株式を控除して算出しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表（収益認識に関する注記）」に同一内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象に関する注記)

連結計算書類の「連結注記表（重要な後発事象に関する注記）」に記載しているため、省略しております。